

## 《自転車等駐車場の附置に関する規定が変わりました。》

自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設（特定施設）を，新築または増築する場合における自転車等駐車場（駐輪場）の設置に関する規定を一部改正したことについて知らせします。

○根拠 高松市自転車等の適正な利用に関する条例・規則

○改正のポイント

(1)特定施設に事務所・共同住宅・長屋を追加しました。

(2)2以上の用途に供する特定施設（複合用途施設）に係る駐輪場の規模の算定方法の特例を定めました。

(3)延べ面積が 5,000 m<sup>2</sup>を超える特定施設または複合用途施設に係る駐輪場の規模の算定方法の特例を定めました。

○平成24年7月1日以降に工事着手するものについて，改正後の規定が適用されます。

○この規定の対象の地域は，高松市内の商業地域および近隣商業地域で変更ありません。

【改正後】7月1日以降に工事着手する場合の基準

用 途	新築または増築の規模	自転車等の収容台数の割合
舞踏場，遊技場，展示場	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上	延べ面積 15 m <sup>2</sup> につき 1 台
百貨店，マーケット，飲食店，小売店舗，観覧場，劇場，映画館，演芸場，集会場，病院，診療所，各種学校	延べ面積 400 m <sup>2</sup> 以上	延べ面積 20 m <sup>2</sup> につき 1 台
銀行その他の金融機関，博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スケート場，水泳場，スポーツの練習場，体育館	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上	延べ面積 25 m <sup>2</sup> につき 1 台
事務所	延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上	延べ面積 100 m <sup>2</sup> につき 1 台
共同住宅，長屋	20 戸以上	1 戸につき 1 台

備考

- 算定対象の基本は，事務所以外は利用客が出入する場所となります。ただし，トイレ，倉庫，階段，エスカレーター，エレベーター，設備機械室は対象外となります。また，屋内の自動車駐車場も除きます。
- 風除室は，利用客が出入りする場所として算定対象となります。
- ピロティ，車寄せ等の外気に接する部分の対象外となります。
- 小売店舗とは，物販店舗を言い，サービス店（クリーニング店，美容室，マッサージ店等）を含みません。

5. その他の金融機関とは、信用金庫、労働金庫、農協、漁協、郵便局、保険会社、証券会社等を言い、消費者金融等は除きます。
  6. 「事務所」とは、自社ビル、テナントビル等を言います。
  7. 事務所以外の特定施設内に管理部門の諸室がある場合は、事務所との複合施設として取り扱います。
  8. 自転車1台のスペースは、平面の場合、幅50センチメートル、長さ190センチメートル以上とします。ラック式は機械の数とします。
  9. 自転車等駐車場は、当該施設もしくはその敷地内またはその周辺(50m以内)に設置するものとします。
10. 対象の延べ面積が5,000㎡を超える複合施設の計算事例(5,500㎡)

	(5,000㎡までの部分)	(5,000㎡超えの部分)
小売店舗 500㎡	454 ÷ 20 +	46 ÷ 20 × 1/2 = 23.9
銀行 400㎡	364 ÷ 25 +	36 ÷ 25 × 1/2 = 15.3
事務所 4,600㎡	4,182 ÷ 100 +	418 ÷ 100 × 1/2 = 43.9
		計 83.1

**附置義務 83台**

【お問合せ】 高松市役所まちなか再生課 TEL087-839-2445